

## ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書

政府内で、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しが進められている。

その中には、ケアマネージャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護1・2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれている。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねない。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結する。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものである。

介護現場では、人手不足が一層深刻化している。介護福祉士の養成校では、入学者の定員割れが続いている。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかったり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じている。介護従事者の賃金が、全産業平均よりも月額8万円も低い実態は、依然として改善されていない。

サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは、高齢者の生活を守り、支えることはできない。これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要なときに利用できる制度への転換は、全ての高齢者・国民の願いである。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を、一刻も早く実現させなければならない。

このような趣旨から、下記事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 記

1. ケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の削減など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと。
2. 全ての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を抜本的に改善すること。実効性のある確保対策を講じること
3. 介護保険料、利用料の軽減を図ること。必要なときに必要なサービスを受けられるよう、制度の改善を図ること。
4. 介護保険財政に対する国の負担割合を、大幅に引き上げること。そのための財源を、国の責任で確保すること

令和元年12月16日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
厚生労働大臣 加藤勝信様